

平成27年生駒市教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 平成27年8月24日(月) 午前9時30分～午前11時11分

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 401会議室

3 審査事項

- (1) 議案第27号 生駒市における教育振興基本計画の策定について
- (2) 議案第28号 平成27年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について
- (3) 議案第24号 平成27年度(平成26年度対象)生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について【継続審議】

4 出席委員

教育長	中 田 好 昭	委 員 (教育長職務代理者)	山 本 吉 延
委 員	村 田 浩 子	委 員	飯 島 敏 文

5 事務局職員出席者

教育総務部長	峯 島 妙	生涯学習部長	奥 畑 行 宏
教育総務課長	真 銅 宏	教育指導課長	吉 村 茂
学校給食センター所長	奥 田 茂	生涯学習課長	西 野 敦
図書館長	向 田 真理子	スポーツ振興課長	杉 浦 弘 和
こども課長	吉 川 和 博	教育総務課課長補佐	井 上 博 司
教育指導課課長補佐	吉 川 祐 一	スポーツ振興課課長補佐	黒 松 裕喜伸
教育総務課(書記)	松 井 恵		

6 傍聴者 3名

午前9時30分 開会

○開会宣告

○日程第1 前々回会議録の承認

○日程第2 会期及び会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・9月の行事予定について、各部庶務担当課から報告
(質疑) なし

○日程第4 議案第27号 生駒市における教育振興基本計画の策定について

- ・生駒市における教育振興基本計画の策定について、教育総務課、真銅課長から説明
(質疑)

飯島委員：教育大綱をもって、教育振興基本計画に代えて運用するとなると、そのような文言を定めなければならないのか。

真銅課長：教育大綱の中に示す必要があると考える。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第5 議案第28号 平成27年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について

- ・平成27年度生駒市一般会計補正予算(第2回)について、教育総務課、真銅課長、生涯学習課、西野課長から説明
- ・生駒市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について、教育総務課、真銅課長から説明

(質疑)

村田委員：委員定数条例について、8人の委員の選出分野や考えの根拠を示してほしい。

峯島部長：市長との協議の中で、市長マニフェストにもあるように、委員を保護者枠で公募したいとの話があった。学校教育だけでなく、生涯学習分野の声も聞きたい、また、就学前教育や学校教育の中でも違う分野で専門性がある方の声も聞きたいとのことである。具体的な人物については聞いていない。

山本委員：一般会計補正予算は、事務局が作成した案について委員に意見を求めるという地教行法の趣旨に沿った内容と理解するが、委員定数条例についても、教育委員会が意見を述べることができるか。

真銅課長：地教行法第29条に、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に

関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と定められており、逐条解説では「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」として例示されている事例の中に、委員定数を5人以上とする条例も入っているので、本件についても教育委員会の意見を聞く必要がある。

山本委員：意見ではなく感想として申し上げると、定数を8人に増やす意図としては、いろいろな専門性を持つ方から意見を聞きたいとのことであるが、教育委員会制度はもともとレイマンコントロールが基本である。つまり、専門性に基づく協議というよりは、一般的な市民の意見を反映するという趣旨からすれば、専門的な知識がないと教育を語れないわけではないので、必ずしも専門的分野から委員を選ぶ必要はないと思う。そこから言うと、8人の定数は、個人的には多いように感じる。

中田教育長：委員会の意見聴取を要しない人事同意案件に絡む定数条例であり、また、委員の任命権は市長にあるので、定数の妥当性などの議論はここではなかなか難しいと思う。

飯島委員：委員定数の多少にかかわらず、委員選任の上で、さまざまな見地からお考えいただける方、生駒市にとって有益な議論をしていただける方の選任を希望する。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第6 議案第24号 平成27年度（平成26年度対象）生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について【継続審議】

・平成27年度（平成26年度対象）生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について、教育総務課、真銅課長から説明

（質疑）

飯島委員：報告書の構成として、まず報告書の位置付けがあり、続いて外部委員からの意見書、最後に事務局からの詳細な報告という順になっているが、外部委員からの意見書が最後でなくてよいのか。

真銅課長：平成19年に地教行法の一部が改正され、教育委員会の権限に属する事務についての点検・評価及び結果公表が義務付けられてから、例年、この構成で作成してきた。報告書の構成についての定めは特にはないが、外部委員の意見を初めに掲載させていただくという考えでこの順番となった。

山本委員：その考えも理解できるが、報告書の順序からいえば、自己評価の結果について有識者にご意見をいただくので、意見を最後にする方が良いかと思う。

また、報告書2ページからが外部委員の「意見」であり、8ページから

が本市の重点施策についての「自己評価」であるということを、ページの標題等でより鮮明に表わせば、読み手に分かりやすくなる。今回は感想として留めていただき、来年度以降の報告書に反映してほしいと思う。前回も申し上げたが、学校にもできるだけ指標化した学校評価を行うようお願いしていることもあり、教育委員会の点検評価に関しても、外部から客観的にご理解いただけるよう、具体的な自己評価を行っていただきたい。

中田教育長：ただ今のご意見を踏まえ、来年度の報告書の作成に当たっては留意されたい。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第7 その他

- ・教育委員会の表彰について、教育総務課、真銅課長から説明
(質疑)

山本委員：ご説明いただいた方向性で良いと思う。

かつては学校にも表彰規程があり、私が通っていた学校でも、皆勤賞や試験後の成績の順位や伸び率による表彰があり、それがひとつの励みにもなっていた。しかしその後、いろいろなものの見方があり、病気などで出席したくてもできない子がいることへの配慮や、単に成績が優秀であるだけで表彰して良いのかという考えから、そのような表彰はなくなっていった。学校で表彰を行うのであれば、規定も必要であるし、子どもが置かれている立場をよく検討する必要がある。

- ・(仮称)南こども園等の利用者負担について、こども課、吉川課長から説明
 《 現在調整中の内容を含むため、非公開 》
- ・生駒市立学校の状況報告（教員不祥事案（NO.7））について、教育総務課、真銅課長から説明
 《 個人情報を含む内容のため、非公開 》
- ・生駒市立学校の状況報告（いじめに関する事案（NO.8））について、教育指導課、吉村課長から説明
 《 個人情報を含む内容のため、非公開 》
- ・いじめに関するアンケートの結果について、教育指導課、吉村課長から説明
 《 個人情報を含む内容のため、非公開 》
- ・教育委員の公募について、教育総務課、真銅課長から説明

《 現段階では公表できない内容を含むため、非公開 》

○閉会宣告

午前 11 時 11 分閉会